

【注】これは判決ではありません。また、本書面中で用いる略称は、判決における「略称等一覧」に従っています。

平成24年12月5日午後3時 判決言渡 103号法廷

平成20年(ワ)第13069号、平成22年(ワ)第15292号 損害賠償請求事件

裁判長裁判官 始閑正光、裁判官 進藤壯一郎、裁判官 宮崎文康

原告 宮島和男ほか336名、被告 国ほか42社

本判決の骨子

第1 本判決のポイント

1 昭和56年以降（吹付け工との関係では、昭和49年以降）、労働者として屋内での建築作業に従事し、石綿粉じんに曝露して石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患した者（相続人を含む。総数170名）に対し、被告国（日本）の労働関係法規に基づく規制権限の不行使に基づく責任を肯定。

被告国の責任が事業者等の責任に対する後次的なものであることや、各人の労働者期間、喫煙歴等を考慮し、被告国に対するこれらの原告らの請求を、総額約10億6394万円（遅延損害金を除く。）の限度で認容。各原告についての認容額等の詳細は別紙「認容額一覧表」のとおり。

2 屋外作業にしか従事していない者や、昭和56年以前しか建築作業に従事していない者、安衛法が対象とする労働者ではなく一人親方や零細事業主として作業に従事していた者等との関係では、被告国（日本）の規制権限不行使の責任は認められないとして、被告国に対するこれらの原告らの請求を棄却。

3 石綿含有建材の製造販売企業らに共同不法行為は成立しないとして、被告企業らに対する原告らの請求を全て棄却。

第2 当裁判所の判断の骨子

1 医学的知見の集積状況

石綿肺の危険性については、昭和33年3月頃に、具体的な規制措置を講じることができ程度に、石綿粉じん曝露による石綿肺罹患の医学的知見が確立された。

また、昭和47年、ILO及びIARCによって、全ての種類の石綿は、いずれも肺がん及び中皮腫を惹起する危険性を有することなどが明らかにされ、クリソタイルを含む全種類の石綿による肺がん及び中皮腫の危険性についての医学的知見が確立した。

2 建築現場における石綿粉じんの曝露実態

建築現場においては、石綿吹付け作業、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業など、石綿粉じんの曝露量が多い作業に従事する者が石綿粉じんに直接的に曝露したほか、当該作業が行われている場所の近辺で作業していた者も、当該石綿粉じんに間接的に曝露していた。こうした危険は、昭和40年代及び昭和50年代が非常に高く、昭和60年代以降もなお高かった。

3 被告国の責任

(1) 我が国における石綿粉じん防止対策は、石綿の発散の抑制のために、代替化、湿潤化、局所排気装置といった措置が中心的に講じられ、これらを補完するものとして、防じんマスクの着用が補完的措置として位置付けられてきた。しかし、こうした被告国による石綿粉じん曝露防止の規制措置は、全体として、建築作業に従事する労働者の石綿粉じん曝露防止のためには実効性を欠き、不十分なものであった。

(2) 被告国は、昭和49年1月の時点では、石綿吹付けの危険性を踏まえた規制を行うことが可能な状態になっていたにもかかわらず、同月の時点において、特化則を速やかに改正して、吹付け工に防じんマスクを着用させることを事業主に対して義務付けなかったこと等によれば、原告らのうち、吹付け工との関係で著しく不合理であり、違法である。

(3) 被告国は、昭和54年の時点では、建築現場における切断等の作業について、石綿粉じん曝露による健康障害の危険性を容易に認識し得たから、遅くとも昭和56年1月の時点では、切断等の作業を行う労働者に防じんマスクを着用させることを事業者に対して特化則により罰則をもって課し、さらに、石綿含有建材への警告表示や建築現場での警告の掲示の内容として、石綿粉じんが肺がんや中皮腫などの重篤な疾患を生じさせるものである旨を明示した上、必ず防じんマスクを着用するよう明示することを義務付けること等の規制を行うべき義務を負っていた。被告国がこれを怠ったことは、著しく不合理であり、違法である。

(4) 屋外作業にしか従事していない者や、昭和55年以前しか建築作業に従事していない者との関係では、被告国は、建築現場における石綿粉じん曝露の危険性を容易に認識することができたといえず、責任を負わない。また、原告らのうち零細事業主や一人親方であった者は、労働安全衛生法57条における労働者に該当しないから、これらの者に対して被告国は責任を負わない。

(5) なお、労働関係法規に基づく石綿含有建材の全面禁止に関する規制権限不行使の違

法や、建基法に基づく規制権限不行使の違法は、いずれも認められない。

4 被告企業らの責任

(1) 原告等の職種は様々であり、従事した建築現場や用いられた石綿含有建材も同様に多種多様であった。そして、原告らが共同行為者であると主張する国交省データベースに掲載されている石綿含有建材の製造販売企業が製造販売した石綿含有建材のうちに、原告等が当該建材に由来する石綿粉じんに曝露した可能性がないか又はその可能性は極めて低いものが存在する。そうすると、被告企業らが、適切な警告表示を怠ったまま石綿含有建材を製造、販売した行為があるとしても、当該行為の中には、現実には、原告等に対し石綿粉じん曝露の危険性を及ぼし得なかつたものが含まれているといわざるを得ないから、被告企業らに民法719条1項が定める全部責任を正当化するに足りるだけの法的な結びつきがあったとは認めるに足りず、被告企業らが同項前段に基づく共同不法行為責任を負うということはできないし、同項後段を適用又は類推適用することによって、被告企業らに連帯賠償義務を認めることもできない。

(2) 石綿含有建材からの石綿粉じんに曝露したことによって石綿関連疾患に罹患した我が国全体の建築作業従事者との関係でいえば、被告企業らを含む石綿含有建材の製造販売企業が製造販売した石綿含有建材は、その石綿含有量や、当該石綿の飛散可能性の程度に応じ、上記建築作業従事者が罹患した石綿関連疾患のいずれかに、一定程度の寄与をしていることは否定し難いところであり、このような石綿含有建材の製造販売企業が、被害者である建築作業従事者に対して何らの責任を負わなくてもよいのかという点については疑問があるといわざるを得ないが、石綿関連疾患に罹患した我が国全体の建築作業従事者との関係で、石綿含有建材の製造販売企業が、ゼネコンなどの元方事業者などと共に、一定の責任を負うべきではないかという問題は、民法を離れた立法政策の問題である。当該建築作業従事者が受けた被害の深刻さや、本来は副次的責任を負うにすぎない被告国のみが、血税をもって被害の一部を填補することの相当性を踏まえ、立法府及び関係当局における真剣な検討を望む。

5 損害

(1) 原告等に概ね共通する被害の実態などを踏まえ、原告等について、じん肺法が定める管理区分に応じて基準慰謝料額を定めることとし、①管理2で合併症あり・1300万円、②管理3で合併症あり・1800万円、③管理4、肺がん、中皮腫又はびまん性胸膜肥厚・2200万円、④石綿関連疾患による死亡・2500万円とする。

(2) 被告国の規制権限不行使の責任は、事業者等の責任に対して後次的なものにとどまるから、被告国が損害賠償義務を負う損害の範囲は、それぞれの損害の3分の1とする。

(3) 肺がん、石綿肺又はびまん性胸膜肥厚に罹患した原告等で、被告国の責任期間に10年（びまん性胸膜肥厚については、3年）以上労働者として石綿粉じん曝露作業に従事したと認められない者については、被告国が当該原告等との関係で責任を負わない期間における石綿粉じん曝露も、一定の限度でこれらの疾患の発生に寄与しているとみるとあるから、労働者としての従事期間が10年に満たない期間について、1年ごとに1割（びまん性胸膜肥厚については、3分の1）ずつ慰謝料を減額する。被告国の責任期間内に1年以上労働者として石綿粉じん曝露作業に従事したとは認められない者については、被告国の規制権限不行使と損害との間の因果関係がないから、被告国の責任は否定される。

(4) 喫煙歴のある肺がん患者である原告等については、民法722条2項の類推適用により、損害額の1割を減額する。なお、原告等が自ら呼吸用保護具を着用していなかったことを理由とする損害額の減額はしない。

(5) 弁護士費用として、上記(4)までにより得られた認容額に1割を加算する。

以上